

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県内のハローワークの業務体制について

～申請などは「電子申請」、「郵送」を引き続きご利用ください～

【趣旨】

新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出及び群馬県の「新型コロナウイルス感染症に係る「社会経済活動再開に向けたガイドライン」」に基づく警戒度に鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から県内の「**ハローワークの業務体制**」を以下のとおり運営させていただくこととしました。

つきましては、感染拡大防止のため、引き続き、**ハローワークインターネットサービス**（求人情報収集）、**電子申請**（雇用保険各種手続き）、**郵送**（雇用保険各種手続き、助成金）の活用をお願いします。

【業務体制】

○ **県内全ハローワーク**につきましては、**3つの密を回避**するため**窓口体制**を以下のとおり運営させていただきます。

【窓口のご案内】

◇ お仕事を探されている方

○ **初めて失業給付の手続きをされる方**

本人確認等が必要なため、管轄のハローワークまで来所いただくようお願いいたします。

○ **失業認定を受けられる方**

原則、来所による失業の認定となります。

但し、高齢（概ね60歳以上）、基礎疾患を有すること、妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から来所を控えたい方は、郵送による認定も可能となっております。

○ **職業相談・職業紹介を希望される方**

求人検索機の稼働台数を制限させていただきます。

お持ちのスマートフォンなどでもご利用いただけるハローワークインターネットサービスによる求人検索

のほか、求職者マイページを活用した職業相談・職業紹介をご利用ください。

なお、上記「失業認定を受けられる方」と同様の理由により来所を控えたい方は、電話による職業相談・職業紹介も可能となっております。

○ 平日夜間・土曜に職業紹介サービスを希望される方

県内で平日夜間（17：15～19：00）及び土曜日（10：00～17：00）開庁している、**前橋・高崎・太田ハローワーク**につきましては、以下の曜日に開庁します。

【開庁曜日等】

ハローワーク	平日 17：15～19：00					土曜日 10：00～17：00
	月	火	水	木	金	
前橋 027-290-2111	○		○			—
高崎 027-327-8609		○		○		第2・4土曜日
太田 0276-46-8609	○		○			第1・3土曜日

◇ 事業主の方

○ 求人申込み

来所による求人申込みも可能ですが、引き続き、求人者マイページ、郵送をご利用ください。

○ 雇用保険適用（取得、喪失等）関係

来所による受付も可能ですが、引き続き、郵送、電子申請をご利用ください。

○ 助成金の相談・申請

各種助成金のご相談につきましては、各ハローワークのほか、以下のコールセンターでも相談いただけますので、ご利用ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、

個人向け緊急小口資金相談コールセンター

0120-60-3999 （受付時間：9：00～21：00 ※土日・祝日含む）

なお、「雇用調整助成金」に係る支給申請につきましては、感染拡大防止のため、可能な限り郵送でお願いします。

郵送の場合は、管轄のハローワークへ直接お送りください。

○ 休業支援金・給付金の相談

休業支援金・給付金に関する問い合わせについては、下記コールセンターへ。

**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276**

◇ その他

来所される場合は、マスクの着用等感染拡大防止措置にご協力をお願いいたします。

上記以外の業務の取扱いなどにつきましては、電話で管轄のハローワークへお問い合わせください。